

九州佐賀国際空港青少年交流促進事業補助金交付要綱の改正内容

九州佐賀国際空港青少年交流促進事業補助金交付要綱の一部を次のとおり改正する。

- 1 要綱本文 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

旧	新
(交付対象) 第3条 補助金の交付対象となる事業は、毎年度4月1日から3月31日までの間に、補助事業者に属する者（以下「補助対象者」という。）が九州佐賀国際空港国内線発着便を利用して都道府県又は学校等の代表としてスポーツ及び文化事業の大会等に参加するもの（以下「補助事業」という。）とする。 ただし、九州佐賀国際空港国内線発着便の利用が、毎年度3月31日までに出発し、翌年度4月1日以後に完了する補助事業については、当該補助事業の完了が確認された年において補助金の交付対象とする。 (事前届出) 第5条 補助事業者は、補助事業を実施する前に、対象承認申請書（様式第1号）を会長に提出し、承認を得なければならない。 2 前項の対象承認申請書には、参加事業の概要がわかる書類を添付しなければならない。 (交付申請) 第6条 補助事業者は、補助事業の終了後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金実績報告書兼交付申請書（様式第3号）を会長に提出する	(交付対象) 第3条 補助金の交付対象となる事業は、毎年度4月1日から3月31日までの間に、補助事業者に属する者（以下「補助対象者」という。）が九州佐賀国際空港国内線発着便を利用して都道府県又は学校等の代表としてスポーツ及び文化事業の大会等に参加するもの（以下「補助事業」という。）とする。 (事前届出) 第5条 補助事業者は、補助事業を実施する2開庁日前までに、対象承認申請書（様式第1号）を会長に提出し、承認を得なければならない。 2 前項の対象承認申請書には、次の各号に掲げる添付書類を添付しなければならない。 (1) 参加事業の概要がわかる書類 (2) 団体予約確認書（団体予約の場合のみ） (3) その他会長が必要と認めるもの (交付申請) 第6条 補助事業者は、補助事業の終了後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金実績報告書兼交付申請書（様式第3号）を会長に提出する

ものとする。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる添付書類をすべて添付しなければならない。

- (1) 様式4－1号、様式4－2号に規定する実績報告書
- (2) 行程表
- (3) 搭乗券または団体搭乗証明書など搭乗したことがわかるもの(写し可)
- (4) その他会長が必要と認めるもの

ものとする。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる添付書類をすべて添付しなければならない。

- (1) 様式4－1号、様式4－2号に規定する実績報告書
- (2) 行程表
- (3) 搭乗券または団体搭乗確認明細書など搭乗したことがわかるもの(写し可)
- (4) その他会長が必要と認めるもの

別紙 1（様式 1 号関係）

●参加大会

(1) 大会名

(2) 開催期間

(3) 開催場所

●参加者名簿

※添付書類：参加事業概要

補助対象者	人数	学校との関係 (例:生徒、顧問)	備考
スポーツ及び文化行事に出場する生徒			
生徒を引率する者			

※参加事業概要と整合すること

上記内容に相違ありません。

学校等の名称

代表者役職

代表者氏名

別紙 1（様式 1 号関係）

●参加大会

(1) 大会名

(2) 開催期間

(3) 開催場所

●参加者名簿

※添付書類：参加事業概要、団体予約確認書

補助対象者	人数	学校との関係 (例:生徒、顧問)	備考
スポーツ及び文化行事に出場する生徒			
生徒を引率する者			

※参加事業概要と整合すること

上記内容に相違ありません。

学校等の名称

代表者役職

代表者氏名